(平成27年10月1日作成)

法 令 名	北海道情報公開条例	
根 拠 条 項	第9条	
許 認 可 等 の 種 類	公文書の開示請求	
法令の定め	第9条 何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。	
審査基準		
標準処理期間	総期間 14日 *月 (注:休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()	
処分担当課	労働委員会事務局総務審査課総括グループ (電話番号:011-204-5662) 総務審査課審査グループ (電話番号:011-204-5664) 調整課調整グループ (電話番号:011-204-5666) 調整課個別対策グループ (電話番号:011-204-5667)	
申 請 先	 労働委員会事務局総務審査課総括グループ (電話番号:011-204-5662)	1
問い合わせ先	同 上 (電話番号:)	1
備考	開示・非開示の判断に必要とされる基準が、条例に規定し尽くされているため、 審査基準を設定しない。 処分担当課は、請求公文書の所管により異なる。 (公開アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/contents/shinsakijun.htm)	